環瀬戸内海地域交流促進協議会

設置要綱

(目的)

第1条 環瀬戸内海地域交流促進協議会(以下「協議会」という。)は、環瀬戸内海地域 の経済界、自治体等の関係者が一体となって様々な分野での交流を促進し、もって、 経済、生活、文化の一層の発展、向上を図ることを目的とする。

(議事)

- 第2条 協議会は、次の事項について連絡、調整を行い、相互に連携、協力することにより効果の増進、拡大を図る。
 - (1) 地域の情報発信
 - (2) 観光連携に向けた取組
 - (3) 産業連携に向けた取組
 - (4) 生活、文化等における連携に向けた取組

(組織)

- 第3条 協議会は、別表1に掲げる委員で構成する。
 - 2 協議会に会長を置く。会長は四国経済連合会会長とする。
 - 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

(幹事会)

- 第4条 協議会に幹事会を置き、別表2に掲げる委員で構成する。
 - 2 幹事会は、協議会の円滑な運営を補助し、実質的な調査・調整を行うものとする。
 - 3 幹事会に座長を置く。座長は四国経済連合会専務理事とする。
 - 4 座長は、幹事会の議事を進行し整理するものとする。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、国土交通省四国地方整備局及び本州四国連絡高速道路株式会 社に置く。

(雑則)

- 第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
- 附 則 この要綱は、平成26年3月27日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成26年9月11日から施行する。
- 附 則 この要綱は、令和3年10月8日から施行する。
- 附 則 この要綱は、令和4年2月9日から施行する。
- 附 則 この要綱は、令和4年8月5日から施行する。
- 附 則 この要綱は、令和5年8月3日から施行する。
- 附 則 この要綱は、令和7年1月20日から施行する。

環瀬戸内海地域交流促進協議会

四国経済連合会			会 長			(協議会会長)	
	IJ		観光振興委員会委員長				
	IJ		産業振り	興委員会			
(一社) 中国経済連合会			会		長		
兵	庫	県	副	知	事		
岡	Щ	県	副	知	事		
広	島	県	副	知	事		
徳	島	県	副	知	事		
香	Ш	県	副	知	事		
愛	媛	県	副	知	事		
高	知	県	副	知	事		
四国運輸局			局		長		
中国地方整備局			局		長		
四国地方整備局			局		長		
本州四国連絡高速道路(株)				取締役			
西日	本高	速道路(株)中国支社	支	社	長		
西日	本高	速道路(株)四国支社	支	社	長		

環瀬戸内海地域交流促進協議会幹事会

四国経済連合会			専		務	理		事	(幹事会座長)
(一社) 中国経済連合会			専	専 務		理	理		
兵	庫	県	土		木	部		長	
窗	Щ	県	土		木	部		長	
	IJ		産業労働部産業戦略監					監	
広	島	県	経	営	戦略	各審	議	官	
	IJ		土	木	建	築	局	長	
徳	島	県	企	画	総	務	部	長	
	IJ		県	土	整	備	部	長	
香	Ш	県	交	流	推	進	部	長	
	IJ		土		木	部		長	
愛	媛	県	観	光ス	ポー	ツ文	化部	長	
	<i>II</i>		土		木	部		長	
高	知	県	産	業力	辰 興	推近	生 部	長	
	<i>II</i>		土		木	部		長	
四 国 運 輸 局			観		光	部		長	
中国地方整備局			企		画	部		長	
	<i>II</i>		道		路	部		長	
四国地方整備局		企		画	部		長		
	IJ		道		路	部		長	
本州	四国	連絡高速道路(株)	企		画	部		長	
	IJ		地	域	連	携	部	長	
西日	本高	速道路(株)中国支社	総	務	企	画	部	長	
西日	本高	速道路(株)四国支社	総	務	企	画	部	長	

【オブザーバー】

 鳥
 取
 県

 島
 根
 県

 神
 戸
 市

県土整備部道路局長 土 木 部 技 監 建設局湾岸・広域幹線道路本部長